

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ダムハザードマップ)

出水市のダムハザードマップによると、当会高尾野本所が立地する高尾野地区（主な業種：卸小売業、建設業、生活関連サービス業、宿泊飲食サービス業）においては、高尾野ダム決壊時の高尾野川周辺が最大で 3 m の浸水が予想されているほか、町内の（約 15%）を超える範囲で 0.5 m 以上の浸水が予想されている。

また、当会野田支所が立地する野田地区（主な業種：卸小売業、建設業、製造業、生活関連サービス業）においては、嶽ダム、御手洗ダム決壊時の野田川周辺が最大で 3 m の浸水が予想されているほか、野田地区の野田橋周辺地域（主な業種：製造業、卸小売業）では、2 階建ての家の軒下まで浸かる 3 m の浸水が多く想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

出水市の土砂災害ハザードマップによると、高尾野地区山間部（土石流 42 地区、急傾斜地 44 地区）及び野田地区山間部（土石流 38 地区、急傾斜地 30 地区）は、土石流や急傾斜地の崩壊が生じる恐れのあるエリアとなっており、広域農道の北薩おれんじロードや国道 504 号線、県道 374 号線に影響を与え、交通網が遮断され、住民が取り残されたり、物流が滞る可能性がある。

(地震及び津波：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 弱以上の地震が今後 30 年間で発生する確率は、当会管内の高尾野地区、野田地区の全域で平均ケース、最大ケースともに 26% 以上 100% 未満と予測されている。

また、鹿児島県が実施した「鹿児島県地震等災害被害予測調査」（平成 26 年 2 月）によると、本市においても、熊本県南部を震源とする地震により、最大津波高 2.19 m の津波が想定されているほか、地震調査研究本部地震調査委員会による今後 30 年間における発生確率値が 80% 程度と言われている南海トラフ地震においても、最大津波高 1.87 m の津波が想定されている。

(その他)

市内出水地区の米ノ津川流域（出水商工会議所管内）は、これまでも数々の水害に見舞われており、特に平成 18 年県北豪雨災害においては、大雨、洪水、床上、床下浸水など、広い範囲に多大な被害を及ぼしている。この災害では当会管内でも出水地区の主要道路の遮断による交通機能、物流機能が停止し、経済活動に大きな影響が生じていることから、今後、同じ市内である出水地区で同様の災害が発生した場合、高尾野、野田地区においても経済活動への影響が出るのが想定される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、出水市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 502 社（令和 6 年 12 月現在）
- ・小規模事業者数 457 社（令和 6 年 12 月現在）〔資料：当会独自の実態調査〕

・業種 商工業者数 備考（事業者の立地状況）

高尾野地区			野田地区		
業種・商工業者数		備考	業種・商工業者数		備考
小売・卸売業	111 社	町内広く分布	小売・卸売業	30 社	町内広く分布
建設業	65 社	町内広く分布	建設業	16 社	町内広く分布
生活関連サービス業	40 社	町内中心商店街、県道 374 号線沿いに多く分布	生活関連サービス業	16 社	町内中心商店街に多く分布
宿泊飲食業	41 社	町内中心商店街、県道 374 号線沿いに多く分布	宿泊飲食業	4 社	町内中心商店街に多い
製造業	35 社	町内工業団地に多い	製造業	14 社	町内広く分布（一部野田川沿いにある）
サービス業	30 社	町内広く分布	サービス業	10 社	町内広く分布
医療福祉業	17 社	町内広く分布	医療福祉業	5 社	町内広く分布
運輸郵便業	7 社	町内広く分布	運輸郵便業	9 社	国道 3 号線沿いに多い
その他の業種	38 社	町内広く分布	その他の業種	14 社	町内広く分布
合 計	384 社		合 計	118 社	

（３）これまでの取組み

１）出水市の取組み

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄、防災ハザードマップの作成及び配布

２）当会の取組み

- ・事業者ＢＣＰに関する国の施策の周知
- ・事業者ＢＣＰ策定セミナーの開催
- ・鹿児島県火災共済協同組合、(株)東京海上日動パートナーズ九州と連携した損害保険の加入推進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食、救急薬品等）を備蓄
- ・防災訓練の実施

Ⅱ 課題

出水市において過去には、平成 18 年県北豪雨災害等の大規模災害で、多くの被害が出るなど、地理的な災害リスクを背負っている。しかしながら、当会においては、現状では、緊急時の取組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分におらず、更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と出水市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（社内感染者発生期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援するため、当会と出水市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・令和6年3月に改訂された、出水市地域防災計画をもとに、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対応策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス等の感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

災害リスクの周知に関する目標

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
事業者BCP等策定件数	3件	3件	3件	3件	3件
専門家派遣件数	1件	1件	1件	1件	1件
セミナー開催件数	1回	1回	1回	1回	1回

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和6年12月に事業継続計画を改訂作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損害保険会社や専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・関係機関（金融機関等）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況の確認
- ・毎年度、出水市（鶴の町）事業継続力強化支援協議会を年1回（6月）開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、理事会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、当会HPや会報紙（年1回）へ掲載することで、地域の商工業者等が常に閲覧可能な状態とする。

【構成員：当会（法定経営指導員の参画を含む）、出水市】

事業者BCP等の取組み状況の確認について

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
事業者BCP取組状況の フォローアップ件数	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等、震度6弱の地震等が発生したと仮定し、出水市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務受持の可否、大まかな被害状況。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、出水市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針と決定

- ・当会と出水市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（被害の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「瓦が割れる」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない
被害がある	・地区内1%程度の事業所で「瓦が割れる」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。

ほぼ被害はない	・目立った被害の情報が無い。
---------	----------------

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と出水市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後 ～ 1 週間	1 日に 1 回共有する
1 週間 ～ 2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間 ～ 1 か月	2 日に 1 回共有する
1 か月 以降	7 日に 1 回共有する

必要な情報の把握と発信を行うと共に、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことのできる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と出水市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より県の商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会（県商工会連合会を通じて）と出水市が共有した情報を県が指定する方法にて当会（県商工会連合会を通じて）又は出水市より県へ報告する。

様式①
鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

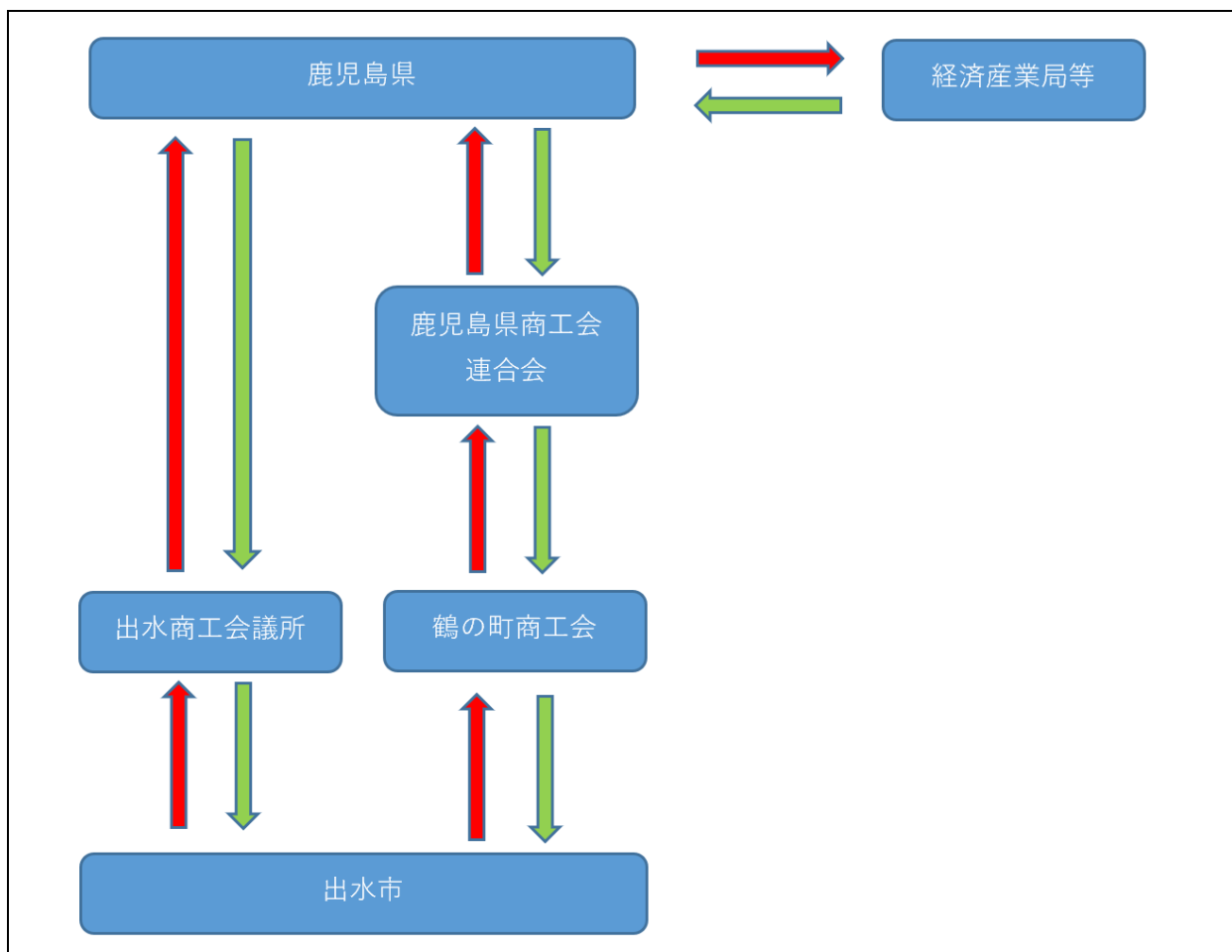
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：
電話番号：
メールアドレス：

被害合計金額
0

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	（被害額内訳） 単位：千円					被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば、
				被害額 ※事業の再建に 必要な額、 おおよそで可	土地 （増殖土砂排除 費・整地費） （事業用資産に限 る）	建物 （事業用資産に限 る）	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					
21				0					
22				0					
23				0					
24				0					
25				0					
26				0					
27				0					
28				0					
29				0					
30				0					
31				0					
32				0					
33				0					
34				0					
35				0					

当会と出水市が共有した情報を鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会より鹿児島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、出水市と相談する（当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和6年12月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph TD subgraph LeftSide [鶴の町商工会] A[鶴の町商工会 事務局長] --- B[鶴の町商工会 事業継続力強化 支援窓口] B --- C[法定指導員] C --- D[鶴の町商工会 高尾野本所] C --- E[鶴の町商工会 野田支所] end subgraph RightSide [出水市] F[出水市] --- G[出水市 商工労政課] G --- H[出水市 暮らし安心課] end I[連携 連絡調整] J[確認 連携]</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 川畑 浩一、岩下 秀文 (連絡先は後述(3)①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会、関係市町村連絡先	
①商工会 鶴の町商工会 高尾野本所 〒899-0401 鹿児島県出水市高尾野町大久保 23 番地 4 TEL : 0996-82-1065 FAX : 0996-82-1192 E-mail : turunomachi-s@kashoren.or.jp	

②関係市町村

出水市商工観光部商工労政課

〒899-0292

鹿児島県出水市緑町1番3号

T E L : 0996-63-4040

F A X : 0996-63-1331

E-mail : cs_c@city.izumi.kagoshima.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンプ、チラシ 作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、出水市補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市城山町 1 番 24 号 鹿児島県中小企業会館 3 階 T E L：099-225-4218 (2) 株式会社東京海上日動パートナーズ九州 鹿児島支店 鹿児島支社 支社長 安西佳織 住 所：鹿児島県鹿児島市加治屋町 12 番 5 号 鹿児島東京海上日動ビル 5 階 T E L：099-226-6811
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 ・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し、説明する。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 2. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供を頂くことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画の策定が可能となる。 (2) 株式会社東京海上日動パートナーズ九州 鹿児島支店 鹿児島支社 事業継続の取組、BCP作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。
連携体制図等
<pre> graph TD SO[事業所] CC[鶴の町商工会] IA[鹿児島県火災共済協同組合 (株)東京海上日動パートナーズ九州] CC -- 支援 --> SO CC -- 相談 --> SO IA -- 保険金支払 --> SO SO -- 保険金請求 --> IA CC <--> "連携・情報提供" IA IA <--> "連携・情報提供" CC </pre>